

広島大学大学院人間社会科学研究科附属特別支援教育実践センター内規

令和2年4月1日 研究科長決裁

(趣旨)

第1条 この内規は、広島大学学則（平成16年4月1日規則第1号）第13条第2項の規定に基づき、広島大学大学院人間社会科学研究科附属特別支援教育実践センター（以下「センター」という。）の組織及び管理運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 センターは、特別支援教育分野に関する基礎的・実践的研究を推進するとともに、同分野に関する教育及び教育相談等を実施することにより、教育臨床効果の高いエビデンスを探求する研究眼を持ち、なおかつ高度な実践力を有する教員を養成し、もって障害児（者）の教育と福祉に寄与することを目的とする。

(業務)

第3条 センターは、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 障害児（者）の教育相談・支援に関すること。
- (2) 学生に対する実践的な教育に関すること。
- (3) 特別支援教育における実践的研究に関すること。
- (4) 特別支援教育の現職教育に関すること。
- (5) 障害児（者）の生涯教育に関すること。
- (6) その他センターの目的達成に必要な事項に関すること。

(事業)

第4条 センターは、前条の業務を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 実践・研究プロジェクトの組織化とその遂行
- (2) 研究会及び研修会の開催
- (3) 教育相談の実施
- (4) 研究紀要の刊行
- (5) その他センターの業務を達成するために必要な事業

(分野)

第5条 センターに、次の分野を置く。

- (1) 視覚障害教育分野
- (2) 聴覚障害教育分野
- (3) 知的障害教育分野
- (4) 肢体不自由教育分野
- (5) 発達障害教育分野
- (6) 言語・コミュニケーション障害教育分野

(組織)

第6条 センターに、次の職員を置く。

- (1) センター長
 - (2) センター担当教員
 - (3) その他必要な職員
- 2 センターに、前項に掲げるもののほか、教育相談を行う教育相談員、研修相談員、研究員又は客員研究員を置くことができる。

(センター長)

第7条 センター長は、大学院人間社会科学研究科（以下「研究科」という。）に配属の教授のうちから、第12条に定める広島大学大学院人間社会科学研究科附属特別支援教育実践センター運営委員会の推薦に基づき、研究科長が選考する。

- 2 センター長は、センターの業務を掌理する。
- 3 センター長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、引き続き3選することはできない。
- 4 センター長が辞任を申し出たとき、又は欠員となったときの後任者の任期は、その任命された日から起算して1年を経過した日の属する年度の末日までとする。

(センター担当教員)

第8条 センター担当教員については、研究科に配属の教員のうちから、センター長と協議の上、研究科長が決定する。

(教育相談員)

第9条 教育相談員は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 教育科学専攻教師教育デザイン学プログラムの教員
- (2) センターの目的とする研究と関連のある研究に従事している者のうちから、第12条に定める広島大学大学院人間社会科学研究科附属特別支援教育実践センター運営委員会の議を経てセンター長が委嘱する者

2 教育相談員の任期は、原則として2年とし、再任を妨げない。

(研修相談員)

第10条 研修相談員とは、前条第1項第1号に定める教員(以下「責任教員」という。)により適格と認められた大学院学生、学部学生、特別専攻科生、研究生のことであり、責任教員の指導の下、教育相談や実践・事例研究等のために来所見(者)との教育臨床活動を行う。

2 研修相談員の任期や認定基準は、別に定める。

(研究員及び客員研究員)

第11条 研究員は、学内の教員のうちから、客員研究員は、学外の研究者及び教育関係者のうちから、センター長が委嘱する。

2 研究員及び客員研究員の任期は、原則として2年とし、再任を妨げない。

(運営委員会)

第12条 センターに、広島大学大学院人間社会科学研究科附属特別支援教育実践センター運営委員会(以下「運営委員会」という。)を置く。

2 運営委員会は、センターに関し次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 管理運営の基本方針に関すること。
- (2) 事業の年次計画に関すること。
- (3) 予算・決算に関すること。
- (4) 教育相談員等の選考に関すること。
- (5) その他センターの管理運営に関すること。

第13条 運営委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) センター長
- (2) センター担当教員
- (3) センター長が必要と認めた者

2 委員は、研究科長が任命する。

3 第1項第3号の委員の任期は、2年とし、4月1日に任命することを常例とする。ただし、4月2日以降に任命された委員の任期は、その任命された日から起算して1年を経過した日の属する年度の末日までとする。

4 第1項第3号の委員の再任は、妨げない。

第14条 運営委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。

2 委員長は、運営委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を行う。

第15条 運営委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。

2 議決は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 運営委員会は、必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(雑則)

第16条 この内規に定めるもののほか、この内規の実施に関し必要な事項は、研究科教授会の議を経て、別に定める。

附 則

この内規は、令和2年4月1日から施行する。